

研究計画・目的

欧州連合のデジタルサービス法 (DSA) 及び日本の情報通信プラットフォーム対処法 (旧プロバイダ責任制限法) が、プラットフォームの民事責任の制限を重要な柱として存続させつつ、いわゆる違法情報や有害情報のコントロールという政策目的についてもプラットフォームに一定の責務を負わせることで、インターネットが関連する個人や公共の安全と表現の自由等の基本権との整合性を確保しようとしている。

本研究は、転換期にあるプラットフォームに関する法制度の動態を通曉する政策を支える法理とその正当性を比較研究するものである。

そこで、情報通信プラットフォーム対処法とカナダのオンライン危害法案 (Online Harms Bill) の立案作業段階からの比較検討を主たる研究テーマとし、その双方が影響を受けた欧州連合のデジタルサービス法及び英国のオンライン安全法 (Online Safety Act) を適宜深掘りしつつ、米国での違法・有害情報に関するプラットフォーム規制の議論も参照しながら、多角的な分析を進める。

研究活動

ブリティッシュコロンビア大学 (以下 UBC) ロースクールで、知的財産と人権の関係を研究しているグラハムレイノルズ准教授を受入れ担当教員とし、憲法・情報法の松井茂記教授にサポートを受けて研究を進めた。

2025 年冬学期は残り少ないため聴講はせず、レイノルズ准教授の主催する知的財産・技術・司法の研究グループや、ロースクールの教員向け研究報告会や学生も含む公開講演などに参加しながら、オンライン危害法案の立案プロセス時の議論の分析を進めた。同時に、民事責任に関してもカナダの名誉毀損法ほかの不法行為法とプラットフォーム責任について研究を進めた。

並行して、レイノルズ准教授のアドバイスを受けながら、オンライン危害法案の立案のベースとなった政府委員会の委員数名にコンタクトを取り、2025 年 9 月の米国スタンフォード大学における Trust & Safety Research Conference へのパネル企画への参加を打診した。そのうち、ビベッククリシュナマーティコロラド大学准教授 (政府委員当時オタワ大学) がパネル参加を承諾してくれ、松井教授、日本からプロバイダ責任制限法改正議案の衆院内閣委員会で参考人だった上沼紫野弁護士の 4 人でパネルを組むことで、"Brussels Ineffectiveness in Legislation Regulating Platforms to Reduce Online Harm, Perspectives from Japan and Canada" と題するパネル企画提案をした。

大変残念ながら 5 月末にシンポジウム主催者から、パネル企画は不採用とし、代わりに 5 分間のライトニングトークの個人枠が与えるとの決定が通知された。

6 月からはライトニングトークの準備に切り替え、レイノルズ准教授、松井教授、クリシュナマーフィ准教授の他、やはり政府委員であった UBC 文学部教授で民主主義組織研究センター主幹のハイジツヴォレク教授のアドバイスを受けた。

9月のシンポジウムにおいては、スライド3枚のライトニングトークを実施し、EUのサンフランシスコ代表部責任者から、ブラッセル効果につきコメントを得るなど貴重な機会を得た。シンポジウム全体としては米国を中心とする研究者、実務家、政府関係者による様々な観点からの最新の課題に関するパネルや報告に触れ、大変刺激を受けた。特にEUデジタルサービス法に関するプラットフォームのリアルな対応状況や子どもの安全に関するNPOの課題認識などは研究者としても参考になった。

秋学期前に、3日間をかけた大学院生向けカナダ法のイントロダクションに参加し、先住民の権利など新しい知見を得た。

秋学期は松井教授「電子商取引法」と松井教授の他中国と韓国の研究者によるオムニバス科目である「アジア法」に聴講登録し、レイノルズ准教授の「知的財産法と人権」の演習に参加した。アジア法では、11月に日本の能動的サイバー防御法案について1コマ講義をした。

9月にカナダの国会でオンライン危害法案の審議は始まったが、トルドー政権に対する風当たりが強くなった影響で、法案の審議がストップしてしまった。その後廃案となる。ただし、交代するとみられていた自由党政権が維持されたので、再度、同様の法案が提出されると見られている。

オンライン危害法案の審議に関する深掘りはできなかったが、引き続きカナダのプラットフォームに関する周辺法制の研究を帰任日まで続けた。

2025年1月から冬学期に入り、松井教授「サイバースペース法」を聴講した。UBC教員向けに「日本の能動的サイバー防御法案とカナダのシステムとの比較」を準備し、2月に松井教授との共同研究報告をした。

3月には、レイノルズ准教授の知的財産・技術・司法の研究グループにおいて「漫画海賊版と出版社-CDN事業者との対決-」と題する研究報告をした。

研究成果

・ライトニングトーク”Brussels Ineffectiveness in Legislation Regulating Platforms to Reduce Online Harm, Perspectives from Japan and Canada” Trust & Safety Research Conference (2024年9月)。シンポジウム全体のプログラムは↓にある。

https://fsi9-prod.s3.us-west-1.amazonaws.com/s3fs-public/2025-03/agenda-tsrc-2024_f.pdf

カナダのオンライン危害法案は、EU DSAの対象とするプラットフォームや違法・有害コンテンツよりも極めて限定的であり、民事責任については全くカバーしていないものの、子供の保護義務を含むプラットフォームの統制については説明責任や透明性確保、さらに執行の仕組みについては同様の深度を持たせようとしていることなどが主な特徴である。

一方、日本の情報通信プラットフォーム対処法においては、プラットフォームや違法・有害コンテンツの対象範囲こそEU DSA並みに広げているが、違法・有害情報コンテンツに関

しては緩やかな透明性確保と従来型の行政的統制と執行の仕組みしか入れておらず、薄く広く EU DSA のモデルを取り入れたものとなっている。

いずれもブラッセル効果としては限定的と評価すべきものであるが、水平方向には狭く限定的なカナダの場合は偽情報対策など、オンライン危害法案の対象範囲外における EU DSA に基づく施策の進展を、垂直方向には浅く限定的な日本の情報通信プラットフォーム対処法の場合は、DSA で想定されている分野ごとの行動準則や共同規制の実装をモニターしつつ次の法制度の拡充を考えるという方針であると結論づけた。

・UBC 教員向け「日本の能動的サイバー防御法案とカナダのシステムとの比較」松井教授との共同研究報告（2025 年 2 月）。研究報告会の案内は↓にある。

<https://allard.ubc.ca/about-us/events-calendar/active-cyber-defence-recent-proposal-enhance-japans-cyber-security-operational-capabilities-and-its>

能動的サイバー防御法案の最新情報を共有しつつ、カナダにおける外務大臣と防衛大臣による承認、監督機関による複数の実施機関の通信情報の諜報活動とサイバー行動の統制モデルとの比較検討を行った。

軍による積極的サイバー行動も外務大臣の許可により実施できるカナダと、憲法上の制約がある日本との相違は大きく、単純な比較はできないが、統制の態様自体は共通するものがあると考えられる。

・研究報告「漫画海賊版と出版社 - CDN 事業者との対決 - 」UBC レイノルズ教授主催の知的財産・技術・司法の研究グループ（2025 年 3 月）

日本の漫画出版社の漫画海賊版対策の現状と、海賊版配布者が用いるコンテンツデリバリーネットワーク（CDN）事業者に対する差止請求及び損害賠償請求に関する法的論点を解説しつつ、カナダでは、わずかに CDN に対する差止請求がウェブサイトブロッキング命令を請求する前に充足すべき手段として認定されていない裁判例 1 例しかない点につき、その相違点を議論した。

今後の展望

オンライン危害法案はおそらく若干の修正を経て再度提出される見込みなので、再提出法案に至る経緯を含めて引き続き研究対象とし、日加比較研究の成果はカナダあるいは米国の学術誌に投稿したい。

その他、能動的サイバー防御法も成立し、漫画海賊版サイトに関する出版社と CDN との訴訟も決着がつく見込みであるので、いずれについても、さらに比較法的観点から研究を進めたい。

教育への効果

講義形式、ゼミ形式の両方の講義を聴講したが、学生の参加を強く促すのは共通していた。UBC ロースクールは少人数授業のため、いわゆるソクラテスメソッドを使うまでもなく学生と教授陣の距離は物理的にも精神的にも近く、しっかりとした議論ができていた。

またアジア法のオムニバス授業は、日中間の法制度の共通点と相違点が浮き彫りになるよう工夫されており、大変参考になった。

研究環境

図書館のライセンス範囲が大変広く、欧米の大手法律出版社の電子書籍がほとんどカバーされており、大変便利であった。もっとも、レイノルズ准教授の研究グループに参加していた図書館の研究職職員によると、ライセンス条件は様々でその遵守につき大変な労力がかかるとのことではあった。

滞在期間中、UBC ロースクール教員による電子版の教科書の出版発表が数回あった。これらの教科書は CANLII という公的法律データベースで無料公開される。このような電子版教科書は、ハイパーリンク先の裁判例や論文をそのままアクセスできるよう編集されており、学生・研究者双方にとって望ましい姿なのではないかと考える。